

# 業 務 仕 様 書

## 1 業務名

令和3年度岩手県立大学紹介番組制作放送業務

## 2 実施目的

本学の学生の活動、教育活動等についてわかりやすく紹介するテレビ番組を放送すること等により、中学生、高校生及びその保護者等に対し、本学への興味関心を喚起することを目的とする。

## 3 ターゲット

県民（特に中学生、高校生、保護者及び高校教員）

## 4 業務内容等

### (1) 業務概要

上記2の実施目的の達成のため、次のとおり動画制作・放送等を行う。

（※ 動画制作とは、企画、ディレクション、インタビュー、シナリオ作成、動画撮影・編集、CG制作、動画データ制作など、動画を制作するまでに必要な全ての作業を意味する。）

	動画	公開する媒体	時間
ア	YouTube 動画制作（13本）	本学 YouTube チャンネル	5分程度
イ	テレビ番組制作及び放送（13本）	県内民間放送局	3分程度
ウ	テレビCM制作及び放送	県内民間放送局	
エ	Web 広告制作及び広告	YouTube 等	

### (2) テレビ番組及び YouTube 動画の制作方針

ア 岩手県立大学の学生の活動、教職員の教育・研究・地域貢献活動等を取り上げるものとし、単なる大学の活動の紹介ではなく、中学生、高校生に大学進学への興味関心を喚起する内容とすること。なお、テレビ番組については、視聴者を本学ウェブサイト等への誘導を図れるような内容とすること。

イ 可能な限り、学部バランスを考慮すること。

ウ 受託者は、実施目的を踏まえた企画提案を行い、本学と協議の上、企画の方向性を決定すること。

### (3) 業務内容

#### ア YouTube 動画制作

(ア) 下記イ「テレビ番組」の放送終了後、本学 YouTube チャンネルに掲載する5分程度の YouTube 動画を13本制作すること。

(イ) 下記イ「テレビ番組」の内容を補完する内容とすること。

## イ テレビ番組制作及び放送

次のとおり上記ア「YouTube 動画」と同一のテーマでテレビ番組を制作（上記ア「YouTube 動画」の編集等。）し、県内においてテレビ放送すること。

区分	内容
放送局	岩手県内をカバーする地上波 1 局以上
放送回数	13 回
放送時間	1 回当たり 2 分 30 秒から 3 分まで (オープニング及びイベント等の告知時間含む)
放送時間帯	A ランク特 B 又は B ランクの区分の時間帯
放送時期	概ね令和 3 年 7 月から令和 4 年 1 月までの期間で設定すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生、高校生が視聴しやすい曜日、放送時間帯に設定すること。</li> <li>・「テレビ番組放送後、同一のテーマの YouTube 動画を本学 YouTube チャンネルに掲載すること」について番組内で告知すること。</li> <li>・令和 3 年 7 月から令和 3 年 9 月までの間、本学のウェブサイト「デジタルオープンキャンパス 2021（令和 3 年 7 月開設予定）」について番組内で告知すること。</li> </ul>

## ウ テレビCM制作及び放送

上記イ「テレビ番組」の視聴を促進するため、テレビCMを制作し、放送すること。

## エ Web 広告制作及び広告

上記ア「YouTube 動画」を掲載した本学 YouTube チャンネル等、本学ウェブサイトへ誘導するため、Web 広告（動画、バナー等）を制作し、広告すること。

### (4) 納品

受託者は、成果物（動画）をDVDで納品する。（拡張子：wmv 及び mp4 の 2 種類）

## 6 番組制作上の留意点

### (1) 調整

・受託者は、本学及び取材先と綿密な打合せを行うこと（シナリオの作成、取材日程の調整、取材許可等、取材に関する全てを含む）。

### (2) 取材

・受託者は、取材先と連携の上、取材を円滑に進めること。  
 ・取材するに当たり、第三者が有する著作権及びその他の権利を使用する場合は、必要な権利処理を行うこと。

### (3) 編集・制作

・受託者は、放送日に間に合うようスケジュールを組み、編集・制作を行うこと。また、放送前に必ず本学及び取材先の確認を得ること。

**(4) 放送**

- ・受託者は、放送後に視聴率（当該番組の前後に放送した番組の視聴率を含む。）を把握し、報告すること。

**(5) その他**

- ア 可能な範囲で、中学生、高校生の近い将来像である在學生を案内役に起用し、親しみのわく、わかりやすい内容とする。
- イ 番組制作及び放送に関し、有効な方策がある場合は、上記(1)～(4)の内容によらず予算額の範囲内で提案すること。

**(6) その他（自由提案）**

- ・上記のほか、本広報の発信に有効な方策がある場合は、予算額の範囲内で提案すること。

**7 権利の帰属**

- (1) 成果品の二次利用も含めて出演者の肖像権やBGM等の第三者が有する著作権及びその他の権利について受託者は権利処理を行った後、本業務における成果品の著作権及びその他の権利は全て本学に帰属する。
- (2) 受託者は著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本学では成果品を次の広報媒体に二次使用する場合がある。
  - ア 各会議・イベント等での放映
  - イ 本学ウェブサイト、ソーシャル・ネットワーク（SNS）及びYouTube 等への掲載

**8 留意事項**

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たって、関係する法律等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務に係る全部を第三者に再委託することはできない。ただし、合理的に必要な範囲で本業務に係る一部を再委託することができる。
- (3) 本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- (4) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への漏えいを行ってはならない。
- (5) 打合せ及び取材に係る交通費、取材経費等については受託者の負担とし、本学が求める随時の打合せに対し、速やかに応じられる体制を整えておかなければならない。
- (6) その他本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に定めない事項については、本学と受託者が相互に協議の上、決定する。